

## 小樽市子育てガイドブック協働発行事業に関する質問及び回答について

- 【質問1】小樽市子育てガイドブック協働発行事業者募集要領（以下「募集要領」という。）  
6 応募方法（5）企画提案書の記載事項 記載すべき事項を網羅していれば、項目ア～オの提案順序の変更は可能ですか。

【答】可能です。

- 【質問2】募集要領 7 事業者の決定（1）ヒアリング審査は、ZOOM等を用いてオンライン上で実施をお願いすることは可能ですか。

【答】原則、ヒアリング審査は対面形式とします。

なお、募集要領 1 2 企画提案に関する留意事項（7）のとおり、ヒアリングを省略して書類審査となる場合があります。その場合は令和7年10月31日（金）正午までに通知します。

- 【質問3】募集要領 1 2 企画提案に関する留意事項（8）審査項目に則り企画提案書を作成した場合、企画提案書には本業務における取組方針やノウハウ、プロセスを記載することになります。情報公開請求がなされた場合、提案書の公開については非公開を要望することは可能ですか。

【答】小樽市情報公開条例第7条第3号に基づき判断するものとします。

また、同条例第14条第1項に基づき、意見書提出の機会があります。

以下、抜粋

（公文書の開示義務）

第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

(3) 法人その他の団体(国、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)、地方公共団体及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提出されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第 14 条 開示請求に係る公文書に市及び国等並びに開示請求者以外の者(以下この条、第 19 条及び第 20 条において「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る公文書の表示その他必要な事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

【質問 4】小樽市子育てガイドブック協働発行業務仕様書（以下「仕様書」という。）3 配布方法 納品箇所として、何箇所程度を想定していますか。

【答】120～130 か所を想定しています。

参考：令和 7 年度実績 123 か所

【質問 5】仕様書 4 規格及び作成部数 「広告：30%以下（全紙面に占める割合）」とは全紙面の総面積に対する広告掲載面積の割合が30%以下という解釈でよろしいですか。

【答】お見込みのとおりです。

【質問 6】仕様書 4 規格及び作成部数 作成部数 2,800 部／年に、広告掲載者への見本誌提供としての部数（100 部程度）は含まれますか。含まれない場合、適当数を加えた部数を提案することは可能ですか。

【答】作成部数 2,800 部／年に、広告掲載者への見本誌提供としての部数は含まれていませんので、適当数を加えた部数の御提案は可能です。

以上